

『2011 マザーズ上場の手引き』 新旧対照表

章	【新】(ホームページ)	頁	【旧】(冊子『2011 マザーズ上場の手引き』)
	<p>2 企業経営の健全性(規程第214条第1項第2号)</p> <p>申請会社及びその企業グループが事業を公正かつ忠実に遂行しているか否かについて審査します。 具体的には次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。</p> <p>(1)新規上場申請者の企業グループが、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者(注1)その他の特定の者(注2)との間で、原則として、取引行為(注3)その他の経営活動(注4)を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性を有し、また、取引価格を含めた取引条件が新規上場申請者の企業グループに明らかに不利な条件でないこと。 b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。 (ガイドライン 3.(1))</p> <p><u>(注1)「関連当事者」とは、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる「関連当事者」を指します。</u></p> <p><u>(注2)「その他の特定の者」とは、関連当事者の範囲に含まれないものの、申請会社の企業グループと人的、資本的な関連を強く有すると考えられる者を指します(以下、「関連当事者」とあわせて「関連当事者等」という。)</u></p> <p><u>(注3)間接的な取引行為及び無償の役務の提供及び享受を含みます。なお、「取引行為」としては、営業取引、資金取引、不動産等の賃借取引、工業所有権の使用に関する取引等が挙げられ、申請会社の企業グループが直接に取引行為を行っていないとも、間接的に取引行為を行っているよう</u></p>	53	<p>2 企業経営の健全性(規程第214条第1項第2号)</p> <p>申請会社及びその企業グループが事業を公正かつ忠実に遂行しているか否かについて審査します。 具体的には次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。</p> <p>(1)新規上場申請者の企業グループが、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動(注)を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性を有し、また、取引価格を含めた取引条件が新規上場申請者の企業グループに明らかに不利な条件でないこと。 b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。 (ガイドライン 3.(1))</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

なもの、また、正当な対価がなく単にサービスとして業務を提供しているものなども含まれます。以下同じ。

(注4) 事業活動並びに投資活動及び財務活動をいいます。以下同じ。

[審査のポイント]

関連当事者との取引は、申請会社の企業グループと特別な関係を有する相手との取引であるため、本来不要な取引を強要されたり取引条件が歪められたりする懸念があり、申請会社にとって注意する必要性が高い取引といえます。

一方で、上場準備を開始する以前から継続する取引で事業に必要な取引であって、代替の取引先を探すことが難しい場合や、他に有利な取引条件の取引先がない場合など、当該取引を上場後も引き続き継続することが合理的なケースも考えられます。そのような場合は、『申請会社にとって明らかに不利な条件で取引が行われていることにより本来申請会社の株主に帰属すべき利益が不当に特定の者に流れるような形態になっていないか』といった観点から、当該取引の合理性(事業上の必要性)やその条件の妥当性などについて審査の中で確認することになります。

ここでのポイントは、取引条件が第三者との比較において妥当と認められる場合であっても、その取引行為の存在自体に合理性(事業上の必要性)がない場合には、ここでいうところの不当な利益供与とみなす場合があるということです。

この基準に基づく審査の際に、利益供与とみなされる取引行為等であるかどうかの判断の一つのポイントは、例えば申請会社の経営者の方々が、個人としてではなく、申請会社の企業グループとしての利益を第一に考えたときに、その取引行為等を正当なものとして合理的に説明可能かという点です。

特に、いわゆるオーナー企業の場合、非上場の時代には所有と経営が一致した状態であるため、会社にとって必要な取引なのかオーナー個人にとって必要な取引なのかを意識しなくてもあまり問題となることはないかもしれませんが、多数の一般株主を有する上場会社となる以上は、会社資産とオーナー等の個人資産とを適切に峻別するとともに、取引行為等を行う際には一般株主を含めた株主の利益に適うものであることが求められます。

(注) 事業活動並びに投資活動及び財務活動をいいます。以下同じ。

[審査のポイント]

関連当事者その他の特定の者と申請会社との間に取引行為(間接的な取引行為及び無償の役務の提供及び享受を含みます。以下同じ。)がある場合は、申請会社にとって明らかに不利な条件で取引が行われていることにより、本来申請会社の株主に帰属すべき利益が不当に特定の者に流れるような形態になっていないか、といった点について審査を行います。

(新設)

<p><u>以上を踏まえ、申請会社において関連当事者取引が発生している場合には、当該取引を継続する合理性（事業上の必要性）があるのか、またその条件は妥当であるかについて、改めて組織的に検討していただくことが必要です。</u></p> <p><u>また、関連当事者取引が生じていない場合や既存の取引に合理性や条件の妥当性が認められる場合でも、上場後に合理性のない取引や条件に妥当性のない取引が行われることがないように、申請会社が関連当事者取引に対する適切な認識（注意する必要性が高い取引であるという認識）を有しているか、適切に牽制する仕組みを有しているかどうかについて確認します。</u></p> <p>これは、申請会社がマザーズへの上場によりパブリックカンパニーになることから、広く一般の株主に対して利益を還元しなければならないという考え方に基づくものであり、これについては一・二部市場と何ら変わることはありません。</p> <p>なお、「支援目的」で申請会社に有利な条件で取引等を行っている場合には、適切にその内容を開示していただくこととなります。</p> <p><u>ただし、申請会社の企業グループがその利益を享受することで、当該関連当事者等の申請会社の企業グループへの影響力が著しく高まるような場合には、不当な利益享受であるとみなすこととなります。</u></p>		<p>これは、申請会社がマザーズへの上場によりパブリックカンパニーになることから、広く一般の株主に対して利益を還元しなければならないという考え方に基づくものであり、これについては一・二部市場と何ら変わることはありません。</p> <p>なお、「支援目的」で申請会社に有利な条件で取引等を行っている場合には、適切にその内容を開示していただくこととなります。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>4 会社関係者等との取引により、企業経営の健全性が損なわれていませんか</p> <p>会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性（<u>事業上の必要性</u>）と、取引条件の<u>妥当性</u>が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、<u>企業経営の健全性</u>の観点から問題です。なお、支援目的で申請予定会社の企業グループにとって有利な取引が行われる場合がありますが、この場合には、その取引内容を開示することを前提に、取引の継続が認められることもあります。</p> <p><u>（関連当事者その他の特定の者との取引が存在する場合）</u></p> <p>その取引を行うことに合理性（<u>事業上の必要性</u>）がありますか。</p> <p>支援目的である場合を除いて、その取引条件が第三者取引や近隣相場などと比較して<u>妥当</u>ですか。</p>	84	<p>4 会社関係者等との取引により、企業経営の健全性が損なわれていませんか</p> <p>会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性と、取引条件の<u>適正性</u>が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、<u>会社財産の保全</u>の観点から問題です。なお、支援目的で申請予定会社の企業グループにとって有利な取引が行われる場合がありますが、この場合には、その取引内容を開示することを前提に、取引の継続が認められることもあります。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>関連当事者その他の特定の者との取引が存在する場合において</u>、その取引を行うことに合理性がありますか。</p> <p><u>関連当事者その他の特定の者との取引が存在する場合において</u>、支援目的である場合を除いて、その取引条件が第三者取引や近隣相場などと比較して<u>適正</u>ですか。</p>

<p><u>当該取引を継続する合理性(事業上の必要性)や、取引条件を定期的に検討・見直すこととしていますか。</u></p> <p><u>当該取引を監査(監査役監査・内部監査)における確認項目としていますか。</u></p> <p><u>当該取引の内容を開示書類において適切に開示するように準備を進めていますか。</u></p> <p><u>(取引が存在するかどうかに関わらず)</u></p> <p><u>関連当事者取引の存在を適切に把握することができますか。</u></p> <p><u>関連当事者取引について、適切に牽制する仕組みがありますか。</u></p>		<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>関連当事者その他の特定の者との取引が存在する場合において、当該取引の内容を開示書類において適切に開示するように準備を進めていますか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>6 ヒアリングに向けた準備は進んでいますか (12) <u>関連当事者その他の特定の者</u>との取引等</p> <p>a 大株主による出資の経緯及び理由について説明してください。</p> <p>b <u>関連当事者その他の特定の者</u>との取引がある場合には、その内容(金額、取引条件など)について説明してください。</p> <p><u>c 関連当事者取引の存在を把握するための方策について説明してください。また関連当事者取引を開始する場合や条件変更を行う場合における、取引の合理性(事業上の必要性)及び取引条件の妥当性についてどのように検討するか説明してください。</u></p>	86	<p>6 ヒアリングに向けた準備は進んでいますか (12) <u>役員・大株主</u>との取引等</p> <p>a 大株主による出資の経緯及び理由について説明してください。</p> <p>b <u>役員・大株主</u>との取引がある場合には、その内容(金額、取引条件など)について説明してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(13)関連当事者その他の特定の者との取引について(事前チェックリスト4)</u></p> <p><u>Q27: 関連当事者等との間で営業取引や不動産取引が発生している場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</u></p> <p><u>A27: 関連当事者等との取引が行われている場合には、取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性、取引の開示の適正性等を確認していますが、これらに不適切な点がある場合には、上場審査上の判断は慎重なものとなります。</u></p> <p><u>不適切な事例としては、例えば、以下のようなケースなどが想定されます。</u></p> <p><u>(当該取引の合理性(事業上の必要性)が認められないケース)</u></p> <p><u>・申請会社の事業計画・営業戦略等に合致しない不動産(例えば、小売業における継続的赤字店舗)を関連当事者等から賃借しているケース。</u></p> <p><u>・関連当事者等から営業(仕入)取引を行っているものの、当該関連当事者等を取引に介在させる合理性(事業上の必要性)が認められないケース。</u></p>	105	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>・関連当事者等と会社との間で多額の金銭貸借を行っているケース。</u></p> <p><u>(取引条件の妥当性が認められないケース)</u></p> <p><u>・申請会社のビル等の空きスペースを関連当事者等の個人事業に無償貸与していたケース。</u></p> <p><u>・会社資産を関連当事者等に売却をする際、時価と簿価に相当の差異が生じていた(時価が簿価を大幅に上回っていた)にもかかわらず、明らかに割安な簿価で売却したケース。</u></p> <p><u>・取引の開始や更新時等において、相見積りの実施(営業取引の場合)や類似不動産の賃借条件の調査(不動産賃借取引の場合)等、取引条件の妥当性についての確認を十分に行っていないケース。</u></p> <p><u>(開示の適正性に問題があるケース)</u></p> <p><u>・関連当事者等が所有する不動産を賃借しているにも係わらず、直接の契約相手方を仲介不動産業者としたうえで、開示の隠蔽を図ったケース。</u></p> <p><u>また、取引行為には該当しない場合であっても、例えば以下のようなケースについては、その他の経営活動を通じて不当に利益を供与していると認められる恐れが高いことから、上場審査上の判断は慎重なものとなります。</u></p> <p><u>・役員など関連当事者等の個人的な趣味や嗜好に基づき、会社が絵画等の美術品などを多額に購入していると見なされるケース。</u></p> <p><u>・会社で購入した資産(例：不動産・社用車・船舶・航空機・ゴルフ会員権など)が、専ら特定の役員など関連当事者等の個人的な用途に利用されていると見なされるケース。</u></p> <p><u>Q28：関連当事者等(役員親族)との間で顧問契約を締結し顧問料の支払いを行っています。このような事例の場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</u></p> <p><u>A28：関連当事者等との取引については、当該取引が会社の利益を第一に考えた場合において真に正当なものとして合理的に説明することが可能であるのかが重要な観点となります。</u></p> <p><u>上場審査上は、関連当事者等を顧問に招聘する合理性(事業上の必要性)について、期待する役割やその達成状況などを踏まえつつ確認したうえで、当該顧問料の算定方法・基準などの対価の妥当性についても確認することとなりますので、これらの観点からの合理的な説明が十分にできない</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>
--	--	--------------------

<p><u>取引については、解消することが望まれます。</u></p> <p><u>Q29: 関連当事者取引を適切に牽制する仕組みが整備されていることが必要とのことですが、上場審査ではどのような確認が行われるのでしょうか。</u></p> <p><u>A29: 申請会社の関連当事者取引に対する方針・既存の関連当事者取引の有無・関連当事者の状況等によって整備されるべき水準は異なると考えられますが、関連当事者取引を把握する方法、検討する方法、フォローアップの方法などを確認して総合的に判断することになります。</u></p> <p><u>例えば、申請会社が関連当事者取引を許容する方針であり、既存の関連当事者取引があるような会社の場合には、以下のような点について対応されていることが望まれます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・取引開始前に関連当事者取引を把握することができるか。</u> <u>・関連当事者取引の開始にあたって、取締役会決議又は報告、独立役員や監査役による確認を要するなど取引の合理性(事業上の必要性)や条件の妥当性について適切に検討することとしているか。</u> <u>・継続的な取引について、決算取締役会での確認や監査役監査事項にするなど、定期的に取引継続の合理性(事業上の必要性)及び条件の妥当性の確認を行うこととしているか。</u> <u>・これらの仕組みについて、規程・マニュアル(取締役会規程、監査役規程、りん議規程、コンプライアンス規程やその下部マニュアル等)への記載その他の対応により、上場後の継続的な運用が担保されているか。</u> <p><u>一方で、発生している(又は発生する可能性の高い)関連当事者取引が、一般消費者としての取引である場合や(親会社等に該当しない程度の)主要株主との取引であり同様の取引を多数の会社と行っている場合などについては、Q30 に記載している事後的な検証で足りることも想定されます。</u></p> <p><u>これらは水準感の目安として記載しているものであり、このほかでも牽制が適切に働く仕組みであることが確認できれば問題ないと考えておりますので、申請会社の状況に応じた仕組みを整備していただきたいと考えております。</u></p> <p><u>Q30: 当社は関連当事者取引を行わない方針なのですが、そのような場合</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>
--	--	--------------------

<p><u>においても上記のような仕組みが必要になりますか。</u></p> <p><u>A 30：関連当事者取引を行わない方針であり、既存の関連当事者取引がなく、関連当事者の状況からも今後取引が発生する可能性が低いと考えられる会社であれば、関連当事者取引を把握する方法として、有価証券報告書記載事項を確認するために実施する手続き(上場申請準備段階で各種説明資料に記載するために実施した手続き(役員への個別照会、関連当事者リストと取引先の照合などの事後確認等))を継続することでも問題ないと考えられます。ただし、この場合、結果的に関連当事者取引が発生していたことが判明することも想定されますので、その際には、事後的に取締役会へ報告したり監査役監査で確認したりするなど適切にフォローアップすることが必要になります。</u></p> <p><u>Q31 (略)</u></p> <p><u>以降同様に番号調整</u></p>	<p><u>Q27 (略)</u></p> <p><u>以降同様に番号調整</u></p>
--	---

平成 24 年 2 月 3 日